

二月は省エネルギー月間
家庭の冬の省エネルギー対策
 10の提案

- 家庭で使うエネルギーのうち、冬季の暖房用のエネルギーは、約四割を占めるといわれており、それだけに冬の省エネルギー対策は非常に重要です。
- 各家庭では、次のような工夫を行うことにより、省エネルギー対策にご協力ください。
- (1) 暖房温度は十八℃に——暖房温度を一度下げれば、熱料費は約一割節約できます。
 - (2) 部屋の保温の心掛けを——カーテン、カーペットを上手に利用しましょう。
 - (3) 暖房機器の使用方に工夫を——ストーブは部屋の用途や大きさ、使う人に合わせて選びましょう。
 - (4) 電気こたつの上手な使用を——こたつ敷きや厚手のこたつ掛けなどで保温効果を高めましょう。
 - (5) 太陽の恵みを——太陽熱を十分とり入れ、日射を有効に利用しましょう。
 - (6) 湯沸器の使用方に工夫を——瞬間湯沸器の口火をつけっぱなしにしないように、またお湯を流し放しにしないように気をつけましょう。
 - (7) 風呂は上手に使いましょう——冬は風呂が冷めやすいので次々と入浴するようにし、洗たくには残り湯を有効に使いましょう。
 - (8) 住宅に断熱材の使用を
 - (9) マイカーの利用に工夫を——不用不急のマイカーは、できるだけ自粛しましょう。
 - (10) 家庭でのエネルギー管理を——エネルギー消費量を月別のグラフにしてみると、我が家の省エネルギー努力が確認できます。

広報 なかのしま

2月号 南蒲原郡中之島村役場
 編集と発行 中之島村役場企画課
 〒954-01 ☎02586(6)2002

村内交通事故状況 ()内は1月分

	件数	死者	傷者
56年	2 (2)	0 (0)	2 (2)
55年	25	2	24
54年	28	0	30



息はオと
 福はウと

(二月三日 中之島保育所で)

休日在宅当番医のお知らせ

2月下旬から3月の休日在宅当番医は下表のとおりです。内外科とも原則的には午前9時から午後5時までですので、その時間内に受診してください。時間外でやむを得ないときは、当番医の変更の有無を役場へ確かめてから受診してください。

〈内科〉			〈外科〉		
身	医院名	電話番号	医院名	電話番号	
2	山喜医院	(2)0646	岩崎医院	(2)1122	
3	星野(幸)医院	(6)2103	金井医院	(2)0116	
8	内島医院	(6)2446	寺師医院	(2)0137	
15	山谷医院	(2)0371	石川医院	(6)2140	
21	霜鳥医院	(2)0579	佐々木医院	(2)2357	
22	小林医院	(2)0562	岩崎医院	(2)1122	
29	堀医院	(6)2133	金井医院	(2)0116	

◆照会先は中之島村役場 ☎02586-6-2002
 ◆救急車の要請は与板郷消防署 ☎025872-2572

期間/2月18日(休)~22日(日)
 会場/中之島村公民館

第7回村民作品展

人口のうごき

1月31日現在
 ()内は前月比

人口	11,260人 (+4)
男	5,512人 (-3)
女	5,748人 (+7)
世帯数	2,237戸 (-1)

数字が示す村の農業

農林業センサスの結果から

昭和五十五年二月一日を調査日として実施された「一九八〇年世界農林業センサス」の調査結果がまとまりました。中之島村の基幹産業である「農業」が、どんな形態なのか、また、十年前とくらべて、どのような動きを示しているのか、調査の結果を拾いながらいっしょに考えてみましょう。

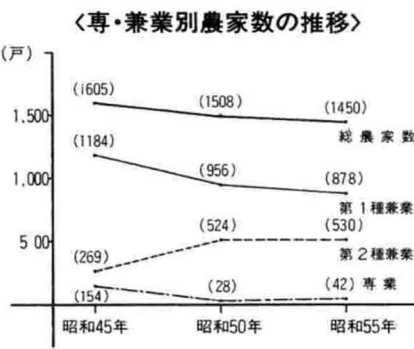
総農家数は一、四五〇戸

昭和五十五年二月一日現在における中之島村の農家数は一、四五〇戸で、前回調査（昭和五十年）にくらべ五十八戸（三・八％）減少したが、減少率は前回の六・〇％減にくらべ鈍化しました。専業農家が減少しました。

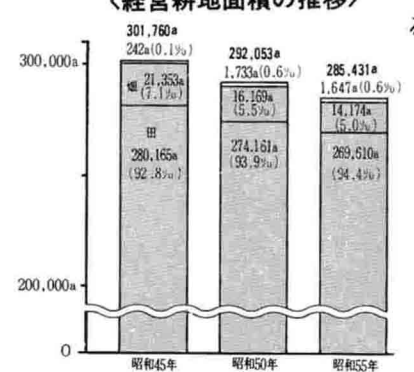
また、専・兼業別農家数で見ると、専業農家は前回にくらべ五〇％増加して四十二戸、第一種兼業農家数（家計が主として農業所得に依頼している農家）は八二％減少の八七戸、第二種兼業農家数（家計が主として兼業所得に依存している農家）は一・一％増加で五三〇戸となっています。

この結果、本村の農家構成比は専業農家二・九％、第一種兼業農家六〇・五％、第二種兼業農家三六・六％となり、農業以外を主業とする第二種兼業農家が増加の傾向にある。専業農家の増加は大口部落が顕著な数字を示しており、「稲作＋レンコン」の複合経営による結果と思われる。

また、乳・肉用牛飼養農家に専業農家が目立ちます。



経営耕地総面積は前回より二・三％減少して二八五、四三二アールとなり、このうち田が二六九、六一〇アール（構成比九四・四％）、畑一四、一七四アール（同五・〇％）、樹園地一、六四七アール（同〇・六％）を占めている。



経営耕地面積 一農家一・九七アール

経営耕地面積規模別農家数

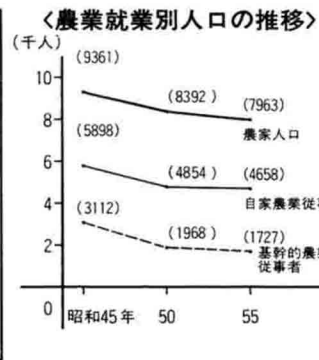
総農家数	例外規定	0.3ha未満	0.3~0.5	0.5~1.0	1.0~1.5	1.5~2.0	2.0~2.5	2.5~3.0	3.0~5.0	5.0ha以上
昭和50年	1,508	1	56	56	136	219	276	339	267	157
昭和55年	1,450	1	53	46	131	225	246	335	235	177
増減	△58	—	△3	△10	△5	△6	△30	△4	△32	20

(注) 例外規定…経営耕地が10a未満で農産物の販売額が年間10万円(S50年は7万円)以上の農家

また、一農家当たりの経営耕地面積は、前回の一九四アールから一九七アールと逆に三アール増加した。

農業就業人口 一・七人

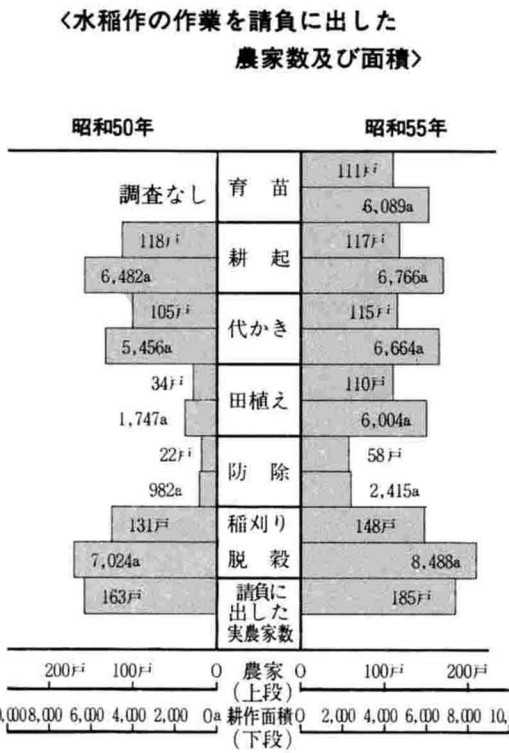
農家人口は前回より五・二％減少して七、九六三人となり、総人口に対する農家人口率は前回の七五・五％から七二・三％に低下している。また、一農家当たり世帯員数は前回の五・六人から五・



田植機による 作業請負急増

水稲の単位作業請負耕作が増加している要因としては、大型

機械の進行により、それに対処できない小規模耕作農家が耕地を手離すことなく、「先祖伝来の土地」を維持、管理するため、対処できない部分を作業請負で



こなししているものと考えられます。とくに、田植機による田植作業の請負作業が目立って増加しています。

家畜飼養農家と 頭羽数の動き

飼養農家数は、五〇年に対して四割減となっています。この内豚飼養農家が減少率四七％、採卵鶏飼養農家が減少率八一％と著しい減少傾向を示し、畜産物の自主規制の中で生産量の伸び悩みが続き、小規模飼養農家の転廃業が進んだものと思われま

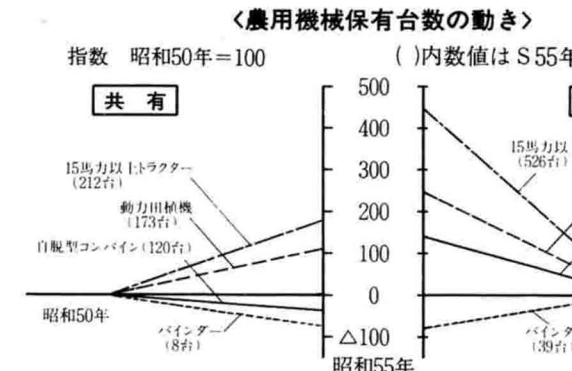
家畜飼養農家数と頭羽数の動き

項目	昭和50年	昭和55年	増減
乳用牛	飼養農家数 6	7	1
	頭数 66	68	2
肉用牛	飼養農家数 22	18	△4
	頭数 207	232	25
豚	飼養農家数 93	49	△44
	頭数 1,801	1,033	△768
採卵鶏	飼養農家数 91	17	△74
	羽数 1,058	156	△902

農用機械 保有台数の動き

農用機械の普及はめざましく、この五年間で個人所有の「十五馬力以上のトラクター」四・五倍、「動力田植機」二・五倍と大きく伸びた。

バインダー及び共有のコンバインが減少し、その代わりに個人所有のコンバインが増加し、農作業の省力化の表われと思う。また、農用機械保有率は「十五馬力以上のトラクター」が二農家に一台、「動力田植機」は一・五農家に一台、「自脱型コンバイン」は一・三農家に一台と、主要な農用機械は一農家一台保有に近づいていることを示して



農作物の類別収穫面積の動き

(収穫面積：a)

作物	昭和50年	昭和55年	増減
収穫面積合計	282,782	272,716	△10,066
稲	261,641	244,985	△16,656
麦類	1	776	775
雑穀	13	10	△3
いも類	1,696	1,526	△170
豆類	1,704	2,801	1,097
工芸農作物類	111	316	205
野菜類	17,482	16,164	△1,318
花き類	11	13	2
種苗、苗木類	4	12	8
飼料用作物	119	2,141	2,022
その他の作物	—	3,972	3,972

林業事業体数は 三十五戸

十アール以上の山林を保有している林家総数は、昭和四十五年から十年間で五〇％減少して三十五戸となりました。内訳は、農家林家数三十三戸、非農家林家数二戸となっています。

以上、農家数、農業就業者、農用機械、家畜飼養頭羽数などの動きについて見てきましたが、おおむね中之島村の農業の概略をつかめたかと思えます。村では、これらの結果を今後の各種計画などの基礎資料として、活用してゆく考えです。詳細は企画課にご照会ください。

風は春です

所得税の確定申告はお早目に

2月16日 → 3月16日

所得税・村民税諸控除一覧表

項目	区分	所得税	村民税
基礎控除		290,000円	220,000円
配偶者控除	控除対象配偶者	290,000	220,000円
	老人控除対象配偶者	350,000	-
扶養家族	一般の扶養親族	290,000	220,000
	老人扶養親族	350,000	230,000
	同居老親	400,000	260,000
障害者控除	一般障害者	230,000	210,000
	特別障害者	310,000	230,000
老若男女学勤	老若男女学勤控除	230,000	210,000
	生命保険料控除	支払10万円まで 最高50,000	支払7万円まで 最高35,000
損害保険料控除	損害保険料控除	限度15,000	-
白色専従者控除	白色専従者控除	最高400,000	最高400,000
障害者等の非課税限度額		-	800,000

今年も、所得税や事業税、住民税（村民税）などの申告時期となりました。これらの申告は、住民税の課税の基礎となるものですから、三月十六日（今年三月十五日が日曜日のため、翌日が提出期限となります。）までに必ず申告をしてください。

また、確定申告を必要としない方は、住民税の申告が必要ですので必要事項を記入のうえ、三月十六日までに税務課へ必ず提出してください。

確定申告に必要な書類

- 確定申告をするとき、申告書に添付したり提出しなければならぬ書類などは次のとおりです。あらかじめ用意してきてください。
- ① 住宅取得控除を受ける場合、床面積基準の控除だけを受ける人。
 - ② 雑損控除を受ける場合は、損害額の明細書。
 - ③ 医療費控除を受ける場合は、支払った医療費の領収書。
 - ④ 小規模企業共済等掛金控除を受ける場合は、支払った掛金の証明書。
 - ⑤ 生命保険料控除を受ける場合で、支払った生命保険料が一年契約九千円をこえるときはその支払保険料の証明書。
 - ⑥ 損害保険料控除を受ける場合は、支払った保険料の証明書。
 - ⑦ 給与所得がある人は勤務先からもらった源泉徴収票。
 - ⑧ 振替納税・還付金の口座振込を希望される方は、その口座番号を控えてこられるように。
 - ⑨ 印かんを忘れずに。
- ※ 申告書の住所や氏名、扶養親族などご自分でわかる箇所については、相談をする前に必ず記入してください。

相談日程表

月日	場所	商工会	公民館	農協北部支所
2月19日(木)	青申会員 決算指導			
3月5日(木)	税の無料相談 営庶業・譲渡所得 営庶業・譲渡所得			
3月6日(金)	農業所得(西野地区)			
3月9日(月)	農業所得(西野地区)			
3月10日(火)	農業所得(西野地区)			

次のようなとき確定申告を すると税金が返ってきます

マイホームを新築・購入したとき — 住宅取得控除 —
一六五平方メートル以下の住宅を新築したり、購入してから六ヶ月以内に入居し、引き続き住んでるい場合には、「住宅取得控除」を受けることができます。この場合の返ってくる税金は、次の算式で計算した金額で、三年間の適用を受けます。

$$\begin{aligned} & \text{〔床面積に応じた控除〕} \\ & (1千円 \times 3.3\% \times \text{床面積}) + \\ & \text{〔取得費に占めた控除〕} \\ & (\text{取得費} \times 3\%) \\ & \text{〔その年中における30万円 \times 5\%〕} \\ & (\text{取得費} \times 3\%) \end{aligned}$$

お医者さんにかかった費用が多いとき — 医療費控除 —
あなたやあなたの家族が病気になり、多額の医療費を支払った場合には、「医療費控除」を受けることができます。この控除を受ける場合には、次の算式で計算した金額をあなたの所得から差し引いて税金を計算し直します。

$$\begin{aligned} & \text{支払った医療費} \\ & - \text{保険金などで補てんされる額} \\ & - \text{自己負担額} \\ & - \text{1万円と所得金額の5\%との差引負担額} \\ & = \text{医療費控除額} \end{aligned}$$

災害などで損害を受けたとき — 雑損控除 —
火災や水害・盗難などにより住宅や家財に損害を受けた場合には、「雑損控除」が受けられます。この控除を受ける場合には、次の算式で計算した金額をあなたの所得から差し引いて税金を計算し直します。

$$\begin{aligned} & \text{雑損控除} \\ & = \text{雑損額} \\ & - \text{雑損額} \times 10\% \end{aligned}$$

寄付をしたとき — 寄付金控除 —
国や地方公共団体などに寄付した場合には、「寄付金控除」が受けられます。この控除を受ける場合には、次の算式で計算した金額をあなたの所得から差し引いて税金を計算し直します。

$$\begin{aligned} & \text{寄付金の金額と所得金額の25\%} \\ & - 1万円 \\ & \text{とのいずれか少ない方の金額} \\ & = \text{寄付金控除} \end{aligned}$$

サラリーマンのく

このような方も税金が返ることもあります。●年の途中で退職して年末調整を受けなかった方で、その後

再就職していない方。退職金の支払いを受ける際に「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかったため、二〇％の税率で源泉徴収をされた方。

●住宅貯蓄契約に基づいて積立などをしている方で、年末調整の際に住宅貯蓄控除を受けなかった方。

●申告はむずかしい？
いいえ、大丈夫です。五十五年分からサラリーマン用の簡単な還付申告書ができました。年末調整を受けたサラリーマンで、他に申告する所得のない人はぜひ使用してください。自分で十分記入できます。



贈与税の申告と納税

一年間に贈与を受けた財産の価格を合計して、六〇万円を超えるときは、贈与税の申告をしなければなりません。贈与税の申告と納税は、贈与を受けた年の翌年の二月一日から三月十六日までです。贈与税額が五万円を超えて、一時に納めることが困難なときは、五年以内の年賦延納ができます。延納したときは年利六・六％の利子税がかかります。

納税

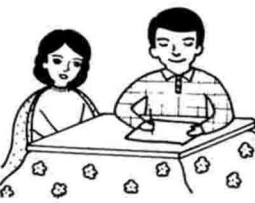
3月11日(水)	3月12日(木)	3月13日(金)
商工会	公民館	農協北部支所

納税は便利な口座振替で

三万円未満の還付金でも口座振込できます

いせ税理士にご注意!

この申告時期になると、申告手続きなどを他人に依頼する人が多くなりますが、正規の税理士かどうかを確かめてから依頼してください。



申告書は自分で書きましょう

人命救助で表彰

一 刈谷田川でも小学生が



堀 順昭さん

刈谷田川でも小学生を助けた、中之島第五の堀順昭さん(46歳)と猫興野の高森清輔さん(43歳)同じく星野重造さん(59歳)の3人が、今日2日見附警察署から表彰されました。また、10日には中之島中央小学校のPTAからも表彰されました。



高森清輔さん

先月21日午後3時30分頃、下校途中の小学生3人が猫興野橋付近の雪捨て場で、雪の塊を川に落として遊んでいるうち、一人(1年生)が雪の塊と一緒に雪のカゲを滑り落ち、足の方から転落。



星野重造さん

知らせで駆けつけた三人はロープを用意し、協力してその小学生を助け上げたものです。

「堤防付近では遊ばせないよう、また、見かけたらひと声かけてやめさせるようにしましょう。」

猿橋川で主婦救う—— 葦沢哲夫さん
運転をあまり、川に落ちた主婦を助けた下沼の葦沢哲夫さん(三十二歳)が、先月九日見附警察署(玉木達男署長)から人命救助で表彰されました。



表彰される 葦沢さん



昨年十二月二十一日午後八時十分頃、真野代橋近くの県道(通称源太郎茶屋付近)で対向車とすれ違う際、ハンドル操作をあまり川に落ちた。いきなり車を目撃した葦沢さんは現場に直行、川に入って運搬していた主婦を助けあげたものです。ふだんでも注意を要する車の運転、冬の道はなお一層慎重に運転しましょう。

年賀はがき 一等に当選

みごと一等の自転車射止めた主は、西野の大倉奈緒子さん(広義さん方三条東高校1年生)。60枚ほどきた年賀状のうちの1枚で、当選番号はA B組共通の972641とのこと。

今日9日、管轄の中条郵便局で伝達式が行われ、待望の自転車を受け取り、大喜びの奈緒子さんでした。



五大家雪

▲除雪した雪の壁が三メートル以上になりました。(インターチェンジ付近の旧国道で)

▲一四二センチメートルの積雪を記録した一月二十一日に「豪雪対策本部」を設置、これからの雪にも万全を期して行きます。




みなさんのいこいの場としていただけるよう、企画しております「村民広場」。この欄に登場させたい人の紹介、地域の話題等、情報を係へ連絡下さい。連絡先/役場企画課広報係

はり絵の世界

猫興野 星山文 江さん(六十歳)



はり絵をはじめて十年。和紙特有のほのぼのと温かみ、柔らかなに魅せられて、我流ではじめたという猫興野の星山文江さんを訪問しました。「若い頃から絵と和紙に興味があり、子供達に手がからなくなってきた昭和四十五年頃から、はり絵の製作に取り組みました。」と、動機を語られる。構図は、もっぱら自分で書いたスケッチの風景とメルヘンの世界。そのため、スケッチブックはどどこへ行くにも、いつも携行しているとのこと。製作は、おもに家族が寝静まった夜から夜中で、特にはかどるのは、吹雪の夜とか荒れている夜などが最高だそうです。村の作品展や村民祭には必ず出品され、市展にも入選する腕前。この頃は、製作が間に合わないくらい注文があり、また自宅でも毎月二回、十名ほど見附方面の方が習いにこられるなど、はり絵の世界もだんだん広がってきたとか。「はり絵をしていると、色彩感覚が豊かになり、気持ちも若く保てますよ。」と、その効果をPR。今後の創作目標について、「白の清潔感が好きなので、雪の風景に挑戦したい。」と、語られる星山さんでした。

新しく仲間入り

転入	大人	社会人	集団生活
 <p>中之島第7 荒藤 芳二(29歳) 会社員</p>	 <p>鶴曾根 古川 泰子 学生</p>	 <p>中新第2 斎藤 守(18歳) 会社員</p>	 <p>中条東 さとうりえ(4歳) 園児</p>

「ひとつのスタート地点だと思えます。」と今日九日に二十歳を迎えた古川さん。長岡市の北越服飾デザイン学校で、洋裁を習得中の学生です。作ることが大好きで、洋裁のほかには料理・小物作りも得意とか。三月に卒業なので、いまは就職先を検討中とのこと。夢は、お金をためて北海道旅行をすることと語る、この春社会人になる二十歳さんでした。

長岡市水道町から、昨年十一月下旬に転入された荒藤さん。動機は、奥さんの実家が六所というところから、この地を求めたとのこと。前にいた所より雪の量は少なく、隣近所のつきあいがあり喜んでいますが、都市ガスでないことと、雪で自宅に車を置けないことが目下の悩みとか。新所帯で、夫婦とも日本精機(長岡市)に勤務の荒藤さんでした。

保育所で一番楽しいときは、「輪投げとねん土とブロック遊びをしているとき。」と、元気に答えるりえちゃん。さつきまで、みんなと外でスノーボードに乗って遊んでいたのです。大好きなおやつはアメとビスケットで、昼食のおかずは野菜類が大好物とか。大きくなったなら「花屋さん」になりたいと話す、りえさんのほっぺをしたりえちゃんでした。

寺泊のシルバー浴槽に勤めて、そろそろ一年目を迎えるという守さん。仕事は慣れてきたが、ノギスで測るので気を使うとか。会社では野球とバスケット、部落では青年会に入って活躍中とのこと。趣味はオーディオとレコード鑑賞(おもにポピュラー・映画音楽)。雪が消えたら、長野県の松本方面にドライブしたいと語る。スポーツマンの好青年でした。

～たばこは村内で買しましょう～

ヨーロッパ

農業研修体験記 (その二)

横山 大久保武実

先月号に引き続き、新潟県農業士海外研修派遣団の一員として、ヨーロッパ諸国を訪問してこられた横山の大久保武実さんの感想を紹介します。

今回は、ドイツの農業についての感想です。

日本で農家といったら稲作を行っているのが一般的のように、ドイツで農家といったら牛とか豚を飼っているのが一般的である。現在農家は八十四万戸で、そのうち七十五%が耕地面積二〇ha前後、四・五%が五〇ha以上であり、専業農家と兼業農家の比率は約半分かつてある。家畜数の多少で個々の農家経営は異なり、畜産は養豚・酪農が主体を占めている。家畜の飼育数は耕作面積に合った頭数飼育で、九十九%が自給飼料でまかない、ビタミン類などを購入するだけである。従って、野菜農家、穀類農家は家畜数が少ない。ドイツは日本のような総合農協システムはな

く、個々の専門農協のような組合組織である。例えば、穀物工場、製乳工業、製糖工場等があり、それらは出資金の一〇〇%を農家が出資し、販売はもちろん、生産技術指導も行っている。農家は自分の経営に依りてそれぞれの組織に加入し、生産物の出荷販売をする。そのほか、農政問題などを政府及びEC(欧州共同体)に呼びかける、全国組織の生産者団体がある。農産物の価格決定権はECにあり、ドイツ国では価格を決定できない。現在及びこれからドイツ農業は、EC全体を考え、ECと一緒に進んで行くだろう。

その一例として、製糖工場を紹介しよう。一八九四年、農家の出資により製糖工場が設立された。現在の規模は、会員数二、二〇〇人、ビートの総栽培面積二、五〇〇haで、工場の敷地面積は四ha、年間生産量は第一処理(赤砂糖)四、三〇〇t、第二処理(白砂糖)三、〇〇〇tとなっている。

農家はシュガービートを、トラック輸送からレーラー(四ノ車くらい)をトラクターでけん引して工場に搬入する。工場では、搬入車ごとに計量、糖度を分析し、結果を一週間ごとに農家へ送る。また、分析結果に基づいて会社の技術員は、農家に対して栽培指導を行っている。ビートの収穫期である三ヶ月間の農繁期は、工場は三交替で二十四時間操業である。当工場では消費される砂糖の大部分は地元(ルール地方)

近年、砂糖は過剰傾向となり、EC以外の国にも輸出されている。過剰に対し工場では、農家個人の過去五年間の収穫実績の平均を買入

制限(作付制限)として対処している。農家からのビートは、土から掘り上げたままの状態では搬入されるので、車に乗せたまま水洗される。その泥水六万リットルの貯水池が設けられ、一定期間の処理のち水は再利用される。日本では、加工に農産物を出荷する際、泥、汚れを取り除かなければならないので、あまりの違いに驚くやら、うらやましいやら。また、工場の使用電力は自社の火力発電でまかない、その発電・熱処理の際に出る煙害のために三億円もかけて煙突を修整したとか、スケールの大きさにただくビックリするばかり。



風車と筆者 (オランダで)

村政施行 80周年 その1

八十年のあゆみ

今年、中之島村が村制を施行してから、満八十年にあたります。この大きな節目を迎えるにあたり、村では記念行事・記念誌の発行等を計画していますが、広報でも今月号から「八十年のあゆみ」と題するコーナーを設け、おもな出来事などを紹介していきます。今回は、中之島村の誕生を紹介していきます。

〈村のおいたち〉

本村の起源は、最も早く開けた五百刈、杉之森が西暦七二二年で、今から一、二六〇年前に開発されたものと思われる。正治元年には平家の落人、池大納言頼盛が五百刈に仮り住まいされた事跡がある。文明十五年十二月三十一日付の色部文書に「川中之島村」とある。また、元禄十五年の越後国御帳に「中之島村」の名称があり、これが現在判明している史上最古の地名証である。

慶長三年、上杉景勝が会津に封ぜられ堀秀治代って領有、その治下に属したが同十五年、堀家改易後は各藩に分属され、大字鶴ヶ曾根、末宝、下興野、福原、松ヶ崎、海老島の地は与板藩領、大字中野西、中野東、中野中、亀ヶ井は天領で、その他は新発田藩の所領であった。

明治維新の大改革に至り、同元年九月十九日越後国に新潟裁判所が置かれ、その所轄となり、以来越後府、新潟府、十三県制など幾多の変遷を経



て同四年十一月二十日新潟県所管に属す。また、同十一年七月郡区町村編制法施行にともない南蒲原郡長の行政下に入り、同二十二年四月一日町村制が施行された。中之島村の区域においても村の分合が行われ、中之島村、神通村、中通村、中野村、中条村、信条村、三沼村、西所村の八か村にまとめられた。

〈新村名 中之島村〉

明治三十四年十一月一日誕生

その後、学校教育並びに地方自治体として行うべき事業が急速に増加してきた。けれども、これに対する各村の財政力は極めて薄弱であり、新事業に対応できかねる状況であった。

この窮状を打開するため、政府の指導する町村大合併方針に呼応し、他町村に先がけて明治三十四年に八か村の大合併が実施され、現在の中之島村の体制ができた。

しかしながら、この大合併も決しておだやかに進んだものでなかった。

合併の経緯

関係八か村は信濃川、刈谷田川、猿橋川をもって囲まれて天然の一区画をなし、水利の関係、習慣の上からも合併は当然と思われたが、各村の人口及び地価等の優劣、幕政時代の新発田領と幕領及び与板領等の関係で、中野村は独立を希望し、他の七か村(旧新発田領)は合併に賛成し難行した。しかし、八か村の中央に位置する中野村だけ独立する理由は成立せず、合併に説得されることになった。

役場位置についても、中野村は中央を希望、七か村は中之島村をもって新役場の位置とする意向に傾きつつあったので、郡書記を派遣してもらい次のように進んだ。

◆明治三十四年十一月一日

◆合併による新村名 中之島村

◆明治三十四年十一月一日より

同三十五年二月十八日まで、郡書記・大倉廉平の職務官掌となる。

初の中之島村役場庁舎は、中野中の旧中野村役場を使用(後に教員住宅に転用)現在、大久保兵三郎氏宅の西隣り、明治三十五年一月より大字中之島に役場新庁舎建設(現在の与板郷消防署中之島救急分遣所の位置)

第一回村議会議員選挙を明治三十五年一月二十一日に施行(任期六年)。同年一月十九日村議会において、初代中之島村長に星野通岑氏が選出された。

(参考)

●合併直後の資力調査表(明治三十三年現在)

人口 一二、七五三人 戸数 一、九五四戸
反別 二六、六六六反 地価 五八七、四七七円
村費 九、八一七円

●合併前の八か村長
中之島村—大竹本民 神通村—高橋太平次
中野村—佐々木与三太 中通村—真野院治
中条村—星野通岑 信条村—星野権平
三沼村—西所村—吉原義雄

[資料提供 郷土史編さん調査委員会]
今回は、明治末期ぐらいまでを紹介いたします。

お願い
係では古い写真を探しております。お持ちの方、お心あたりの方は、企画課広報係までご連絡ください。

3月25日(水) 9:00~12:00

停電のお知らせ

島田の一部、宮内下村の全部

見舞金

Table with 3 columns: 等級 (Grade), 災害の程度 (Disaster Level), 金額 (Amount). Rows include 1st to 9th grades with corresponding disaster descriptions and amounts from 20,000 to 1,000,000 yen.

「一日一円の会費で会員相互の助け合を」と、交通災害共済組合が発足して今年で十二周年になりました。当村では、みなさんのご理解により加入も年々増えて、五十五年度は全人口の約七十八%にあたる八千八百三十九人の方々に加入いただきました。また、三十一件（一月末現在）が給付の対象となり、二百四十八万円の見舞金が支払われております。いつ不幸な交通事故に遭うか

1日1円保険

交通災害共済に 家族そろって加入を

わかりません。万一に備え、全村民が加入くださるようおすめします。
＜加入資格＞
どなたでも年齢に制限なく加入できます。
＜会費＞
一人年額三百五十円。
＜加入期間＞
四月一日から翌年三月三十一日まで（途中加入もできます）。
＜申し込み＞
三月上旬ころまでに嘱託員を

児童手当 振込通知
●振込日…2月16日
※農協の口座に振り込みますので、お確かめください。



見舞金の請求は
万一同交通事故にあわれたら、つぎの書類を添えて請求してください。
①会員証 ②共済見舞金請求書
③交通事故証明書 ④医師の診断書（組合所定の用紙を使用のこと）
※共済見舞金の請求は、交通事故を受けたときから一年以内となっております。

新潟県木材・木製品・家具・装備品製造業
最低賃金
1日……3,132円 (1時間392円)
ただし、軽易な業務に主として従事する者、雇入れ後6月未満の技術習得中の者については
1日……2,850円 (1時間357円)
効力発生日
55年12月29日

国保被保険者証が四月一日から変わります
いまお使いになっている被保険者証の有効期限は、三月三十一日までとなっております。四月一日からは新しい（青色）被保険者証に変わります。
この新しい被保険者証は、三月下旬に嘱託員を通じてお届けする予定です。
なお詳しい事は、後日お知らせいたします。

固定資産の課税台帳縦覧
■縦覧期間
3月1日から3月20日（土曜日の午後と日曜日は）除きます。
※この期間は無料で固定資産の課税台帳をごらんになれますので、ぜひ、お出かけください。
※55年中に家屋調査された方は、この期間にごらんになると便利です。

五回以上の献血

82人を表彰

「五回以上の献血者を表彰します。」とお知らせしたところ、つぎのように八十二名もの方々から申請があり、大変喜んでおります。献血も、みなさんのご理解とご協力により年々増えておりますが、血液の需要はまだまだ足りません。
なお一層のご協力をお願いします。

- List of names and locations of donors who have donated blood 5 or more times, including 鈴木孝正, 鈴木孝雄, 丸山秀夫, etc.

「ゆうあい号」来村
3月9日(月)
午前10時から 午後3時
中之島村役場前
「献血は健康の証」です

- List of names and locations of donors who have donated blood 5 or more times, including 山田富美夫, 山田千枝, 山田弘秋, etc.

入学通知は届きましたか
この四月、新しく小学校へ入学されるお子さんの入学通知書を一月中に発送しましたが、まだ届いていない方がありましたら教育委員会へご連絡ください。
また、中学校へ入学されるお子さんには直接小学校でお渡ししました。

国民年金の届は すみやかに!!
これから、卒業や進学そして就職や転職などのシーズン。このころになると、「ふだん気を配っていた大切な事をついっかり忘れてしまい、気がついた時にはもう後の祭りになってしまった。」などという話しをよく耳にします。
このような失敗を繰返さないように前もって物事は計画的に進めたいものです。
さて、国民年金はわたしたちの生活の基礎といえる重要なものですが、生活事情が変わったとき、たとえば、国民年金に加入していた人が会社や工場に勤めた時は、「国民年金被保険者資格喪失届」を、逆に会社や工場